

氏名（本籍） 片岡 千恵  
 学位の種類 博士（教育学）  
 学位記番号 博甲第 7182 号  
 学位授与年月 平成 27 年 1 月 31 日  
 学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当  
 審査研究科 人間総合科学研究科  
 学位論文題目 我が国の青少年の危険行動防止における規範意識の重要性－学校における保健教育の視点から－

主査	筑波大学教授	博士（医学）	野津 有司
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	吉田 武男
副査	筑波大学教授		江口 勇治
副査	筑波大学教授	博士（教育学）	田中 統治
副査	筑波大学教授	教育学博士	西嶋 尚彦

## 論文の内容の要旨

### （目的）

我が国の学校保健上の重要な課題の一つである青少年の危険行動を包括的に防止するために、教育的な介入によって改善が期待できる心理社会的要因として、規範意識の重要性を明らかにすることを目的とした。

### （対象と方法）

第一に、規範意識および規範に関する先行知見の文献的検討を通して、本研究における青少年の危険行動に関わる規範意識の概念規定を示すとともに、規範意識の測定尺度を概観した。その上で、青少年の危険行動に関わる規範意識の測定尺度の信頼性および妥当性を検討するために、県立高校計 3 校の 1～3 年生 908 名を対象として無記名自記式の質問紙法による調査を実施した。

第二に、青少年の危険行動を抑制する要因として注目されているセルフエスティームとの比較検討から規範意識の相対的な重要性を検討するために、「日本青少年危険行動調査 2001」のデータ（解析対象：全国の高校から無作為に抽出された 1～3 年生 11,113 名）を用いて分析した。

また、2011 年に実施された全国調査「日本青少年危険行動調査 2011」における高校 102 校の 9,778 名を解析対象として、青少年の危険行動を抑制する要因として最近の研究において注目されているレジリエンスとの比較検討から規範意識の相対的な重要性を検討した。

第三に、我が国の高校生における規範意識について、上述の 2001 年と 2011 年の調査データからその実態を示し、規範意識の育成に関する課題を指摘した。

なお、本研究における青少年の危険行動については、我が国において先駆的に取り組まれている

野津有司ら（2006）に基づき、①身体運動、②食行動、③喫煙、④飲酒、⑤薬物乱用、⑥性的行動、⑦交通安全上の行動、⑧暴力・武器携帯、⑨自傷行動とした。

#### （結果）

まず、本研究における青少年の危険行動に関わる規範意識の概念について、「社会的および当為的な規範に対して、それを尊重し、従おうとする意識」と操作的に定義した。また、これまでの規範意識尺度の多くは、特定の問題行動に対する許容の程度を測定する質問項目であることなどから、危険行動との関連を検討するに当たっては限界があることを指摘した。そこで、日本青少年危険行動調査に関する研究プロジェクトによって作成された規範意識尺度に着目した。本尺度は、青少年が日常生活で帰属する重要な場あるいは人間関係においてそれぞれ規範が異なることを踏まえて、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の4つの下位尺度を有し、規範全般に対する遵守意識を問う12項目が設定されている。Cronbachの $\alpha$ 係数、再テスト信頼性係数、関連基準妥当性を検討した結果、本尺度の信頼性および妥当性が確認された。

次に、青少年の危険行動と規範意識との関連について Spearman の順位相関係数を算出した結果から、「学校」、「家庭」、「地域」におけるそれぞれの規範意識は、危険行動を抑制する要因であることが示された。その上で、各危険行動を従属変数、規範意識およびセルフエスティームの各下位概念を独立変数とした強制投入法による重回帰分析を行った結果、特に「学校」および「地域」における規範意識は、危険行動との間でより強い関連性を示した。

また、レジリエンスとの比較検討においても、規範意識は危険行動により強く関連していることが示され、中でも「学校」における規範意識は、危険行動の防止において特に重要な要因であることが認められた。

さらに、2011年における我が国の高校生の規範意識の実態について、「家庭」、「地域」、「友人」における規範意識はいずれも、その10年前（2001年）との比較では良好に変化しているものの、必ずしも十分とは言えない状況であった。中でも「学校」における規範意識は、不十分と言わざるを得ない状況であった。

#### （考察）

規範意識は特定の危険行動に留まらず、様々の危険行動に共通する要因であることが認められ、さらに、これまでに国内外の研究において危険行動を抑制する要因として注目されているセルフエスティームやレジリエンスとの相対的な検討によっても、規範意識がより重要な要因であることが示された。すなわち、我が国の青少年における危険行動を包括的に防止する上で、規範意識は心理社会的要因の中でも特に重要な要因であることが明らかとなった。中でも「学校」における規範意識が危険行動の防止に特に強く影響することが示された点は特筆すべき知見である。

これらのことから、危険行動を防止する保健教育においては、青少年の規範意識の育成を重視することが必要であり、特に「学校」における規範意識の改善、向上に焦点を当てることが重要であるという結論を得た。

## 審査の結果の要旨

#### （批評）

本論文は、学校保健上の喫緊の課題となっている青少年の危険行動を防止する上で、規範意識が

より重要であることについて、理論的および実証的に明らかにしたものである。危険行動を包括的に取り上げてそれらに共通して関連する要因に焦点を当てたこと、また先行研究の概観から危険行動に関連する要因として注目されたセルフエスティームおよびレジリエンスとの比較検討より規範意識の相対的な重要性を明らかにしたこと等の特徴的な視点が見られる。本論文の結果は、学校保健研究における学術的貢献が認められ、今後の防止教育の充実に向けた実践研究への基礎的知見として高く評価される。

平成26年12月9日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。